

令和3年3月25日

筑後市長 西 田 正 治 様

筑後市補助金等検討委員会
委員長 明 石 照 久

審査結果及び改善提案について

本委員会は、令和元年11月27日、貴職から補助金等の見直しについて検討し、その結果を提言するよう要請を受け、以来1年3か月にわたり検討を重ねてきました。

審査は、「筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン」に基づき、延べ10回の委員会で合計17補助金を対象とし、社会情勢や市民ニーズ等の変化、今般の新型コロナウイルス禍による歳出の徹底的な見直しを踏まえ、外部の視点から集中的に審査を行いました。

貴職におかれましては、審査全体を通じて明らかとなった筑後市補助金の問題点とその解消に向け、速やかに見直しを行っていただくよう要望します。

また、見直しにあたっては、補助金の支出根拠である地方自治法第232条の2に立ち戻り、合規制の観点はもちろんのこと、公益上の必要性や有効性を客観的に判断するとともに、補助金額の単価や積算の根拠を明らかにするなど地方自治法第2条第14項に規定されている「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に則って取り組まれますよう申し添えます。

1 全体講評

本委員会は、「筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（案）」に基づき、17 補助金を対象に審査を行った。筑後市では、補助金検討委員会による外部評価を行い平成 19 年度・20 年度に補助金等の大幅な見直しを実施したが、その後、本委員会による審査まで外部評価及び大幅な見直しも実施されていない。

この間、補助金交付規則及び補助金交付様式の改正や、補助対象経費及び補助率等を明確にするために個々の補助金交付要綱の改正等に努めるとともに、毎年の予算編成において補助金等を点検し見直しに取り組んできている。しかし社会情勢や市民ニーズ等の変化、今般の新型コロナウイルス禍による歳出の徹底的な見直しの必要性を踏まえ、外部の視点から集中的に審査した。審査の視点は、補助金の支出根拠である地方自治法第 232 条の 2「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」に立ち戻り、合規制の視点（補助金等の交付要綱や会計処理など規則等に則った適正が確保されていること）はもちろんのこと、公益上の必要性として、費用対効果の視点（補助金を活用して実施した事業の効果の明確化とそれに対する補助金額等の適正が確保されていること）からも審査を行った。

今回、延べ 9 回の委員会で合計 17 補助金を審査した。十分な情報に基づく審査を行うため、所管課に対して各補助金に関する事前質問に対する回答を求めるとともに、1 補助金について 2 回から 3 回の委員会で所管課に対するヒアリングを実施し、その内容に基づき委員会として慎重な審議の結果をとりまとめた。

各補助金の審査結果は、「2 補助金別の審査結果」にまとめたとおりである。

ここでは、審査全体を通じて明らかになった筑後市の補助金の問題とその解消に向けた今後の要改善の取組を提示する。

【審査によって明らかになった問題とその要因】

i) 補助金所管課による主体的な補助金の検証不足

補助金の所管課の担当者は、支出の適正を証明する証拠書類の確認や数値の整合性の検証等は行っているが、その具体的な支出内容の妥当性や、補助金を充当した事業の実施によって得られた具体的な効果・成果の内容・量やその妥当性の検証はほとんど行われていなかった。

その要因は、担当者が前任者からの引き継ぎにより補助金を外形的に適正に執行することが所管課としての役割であると誤解していること、上司である管理職から望ましい補助金の検証の視点・内容を指示されていないことなどがあげられる。

ii) 補助金所管課による不十分な費用対効果及び合規制の説明

審査にあたって補助金の費用対効果及び合規制に関する事前質問に対する所管課の回答内容やヒアリング時の質問に対する所管課担当者及び管理職の回答等の説明内容は、不十分な場合が多かった。そのため、効率的・効果的な審査ができなかったのはもちろんのこと、情報不足により審査不能となった補助金も発生した。

その要因は、前述「i) 補助金所管課による主体的な補助金の検証不足」で記載のとおり自らが主体的に責任ある検証を行わなければならないと認識していないことから、補助事業者に

対して費用対効果や合規制の検証に必要な情報の整備を求めてこなかったことがあげられる。さらに、補助金の明らかに大きな問題の所在を認めず現状のままでの補助金の存続を前提とした回答等説明に終始する職員が存在する場合もあり、補助金所管部門としての責務を失念していると判断せざるを得ないこともあった。

iii) 補助金額や補助率の妥当性に関する根拠が不明

審査対象のほとんどの補助金で、補助金額が定額であったり、実態として100%補助であったが、ほとんどの場合、所管課はその根拠を明確に説明できなかった。

その要因は、歴代の補助金担当者から新しい担当者に仕事が引き継がれる中で根拠が不明確となっていたことや、これまでの補助金の見直しで特段の根拠がなく補助金額の削減が実施されてきたことがあげられる。また、要綱では事業を対象とした補助金とされていても、実際は補助事業者の活動全体や活動分野を事業として位置づけていることで、実態として事業費補助ではなく運営費補助となってしまうことも要因のひとつと考える。

iv) 補助金の具体的な目的が不明確な個別補助金交付要綱の存在

筑後市の補助金等の交付の根拠は、一部の多額の補助金については条例に基づくが、それ以外は筑後市補助金交付規則と個別の補助金の交付要綱に基づいている。各補助金の交付要綱の中で、補助金の目的が不明であったり抽象度が高い場合があった。また補助対象の事業の要件が極めて抽象的で非常に幅広い分野・内容の事業が対象となる交付要綱もあった。このような場合は、補助金の費用対効果及び合規制の検証が極めて難しくなる問題が発生する。

個別補助金の交付要綱にこのような不備が発生する要因は、要綱制定時の担当者等が補助金の趣旨・目的等を十分に理解していなかったことや、すべての補助金交付要綱を横断的・網羅的に審査する機会が無かったことなどがあげられる。

これらの問題は、補助金所管課の管理職・担当者が引き継いだ補助金事業について手続きの適正だけに注意していれば良いと誤解していることや、公益上の必要性や費用対効果に関する説明責任を欠如していることによって発生しているが、現在の管理職・担当者だけではなく、異動に伴う引き継ぎの不徹底を含めて所管課の過去歴代の管理職・担当者の誤解や説明責任の欠如の累積によって問題が悪化し続けてきた組織文化上の要因が大きいと推測される。

今後は、所管課の管理職・担当者が貴重な財源・公金を補助金として適切に執行する責務を正しく認識し、所管する補助金について分からない、不十分であった、問題であるなどを率直に認めることが補助金等の適正化の第一歩であり、それがない限り正しい方向での補助金等の適正化としての見直し・改善は決して進まないことを全庁で徹底する必要がある。

これらの問題を解消するため、今後、必要な改善の取組は以下のとおりである。

【問題解消のための今後の要改善の取組】

○所管課の管理職及び担当職員は、補助金等についても市直営で実施する事業と同等の説明責任を負っていることを自覚し、補助事業実績報告書の提出をもって費用対効果の説明責任を補助事業者にも丸投げしている状態を抜本的に改善すること。

○特にすべての補助金等について積算根拠を明確化し、筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（案）補助金交付基準に則した補助金額の見直しを早急に行うこと。

○そのためには、審査対象外の補助金等についても所管課管理職及び担当者が自ら補助事業実

績報告書やその他の資料を精査し、費用対効果審査及び合規制審査を通じて具体的かつ客観的な説明責任を果たすこと。また所管課職員のみでの審査では専門性に乏しく問題を見逃したり、補助事業者や所管課に都合の良い客観性に乏しい審査結果となるなど、十分な説明責任を果たすことが困難となることから、第三者審査組織を設置し専門性・客観性を担保した定期的な審査の仕組みを導入・運用すること。さらには、市民に対する審査結果に関する情報発信や説明機会を通じて補助金等の説明責任を十分に果たすこと。

○原則、運営費補助を廃止し事業費補助とすることはもちろんのこと、これまで多くみられた補助事業者の活動全体を事業として捉えるのではなく、活動を構成する個々の事業に関して補助金の申請・精算を行う様に改めること。そのためには交付要綱に定める補助対象事業の要件を補助金の目的に則して具体的かつ狭義に規定すること。

○同一の補助事業者に対する複数の補助金や同一目的の複数の補助金について他の部門の補助金も含めた市全体での補助金の最適化と費用対効果の向上に取り組むこと。

○複数の補助金や同一の補助金の複数の補助事業者の内容を横並びで比較検証できるよう、補助事業者による恣意性を排除し、すべての補助金等で補助事業実績報告書に添付する収支決算書の支出科目や補助対象経費明細書の「補助事業の経費の区分」を統一化し定義を明確にすること。

2 補助金別の審査結果

① 筑後市防犯協会補助金

I 費用対効果審査

補助事業者の筑後市防犯協会は、筑後警察署内に事務所が設置されている警察、筑後市、民間企業等で構成された本市を代表する防犯活動団体であり、同組織の活動内容は筑後市防犯協会補助金交付要綱第1条で掲げている補助金の目的「安全で安心できる地域社会の実現に向け、地域に密着した防犯思想の普及及び自主地域安全活動」に則したものである。具体的な活動についても犯罪防止を中心とした安全安心な筑後市の実現に向けて効果が確認できる内容であることから、事業の公益性の観点から本補助金を継続することが妥当と判断する。

事業の効果性の観点からは、審査項目「まちづくり等の先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか」に関して、筑後市防犯協会のみが事業主体の事業が、防犯新聞「防犯ふくおか」回覧（毎月1回）、防犯カメラ寄贈に対する感謝状贈呈（年1回）、広報車による広報活動及びパトロール活動（通年）等に限られ、それ以外は筑後警察署等他の組織が主催の事業への参加や他の組織との共催事業の実施であり、活動内容の波及効果にマンネリ化がみられる。筑後市で発生している犯罪の種別等の特徴や動向、防犯にかかる市内の特性・問題などを踏まえたより高い効果や市民・市内事業者全体への効果浸透が期待できる活動となるよう、補助事業者に対する指導・助言を行う必要がある。

II 合規制審査

団体等の適格性については特段の問題はみられない。

補助金の妥当性については、以下に示す点で大きな問題を有しており、早急に改善する必要がある。

【補助金の妥当性に関する問題】

○補助対象事業や経費に対する補助金の充当費目が不明確、人件費を中心とした運営費補助であり不適切

- ・「補助対象経費明細書」では補助対象事業・運営費 2,188,797 円に対して市補助金 1,008,000 円が充当されており、補助事業者が行った具体的な事業に係る経費に対する補助となっていない。
- ・また、運営費の92%を人件費（職員給及び厚生費）が占めているが、補助事業者が実施している各事業に対する運営費（人件費を含む）が不明であり、本補助金は補助事業者の全運営費歳出に対してどんぶり勘定で補助金を支出している状態といえる。
- ・よって、早急に具体的な補助対象事業とそれに対する補助金額が明確になるように補助金交付要綱や補助金の内容を変更する必要がある。

○補助金額の妥当性が不明確

- ・現在の定額の補助金額 1,008,000 円の根拠・論理的な妥当性が全く説明できない状況である。その理由の一つは前述のとおり、本補助金が補助事業者の全運営費歳出に対するどんぶり勘定の補助金となっていることがあげられる。
- ・今後は、補助事業者による個別の事業別予算（運営費・事業費の別）に基づく補助金の申請に対して、市所管部門として根拠をもって補助するべきと判断した事業とその事業費を明確にすることで補助金額の妥当性を説明できる状況に早急に改善する必要がある。その際、補助事業者の本来事業（補助金がなくとも自主財源で実施するベル事業、

自転車防犯登録関係事務、等)と市が補助金により支援すべき事業を仕分けすることに留意する必要がある。また、事業費に対して「補助率は2分の1以内であること、超える場合にはその必要性が明確であること」を遵守して補助金額を設定する必要がある。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

補助対象事業や経費に対する補助金の充当費目が不明確であること、人件費を中心とした運営費補助であり不適切であること、定額補助金1,008,000円の根拠・論理的妥当性がないことなどの合規制に関する大きな問題を見直し・改善することと、事業の効果に関する見直し・改善を行うことを条件に、事業の公益性の視点から継続が望ましい。

② 筑後市保護司会補助金

I 費用対効果審査

事業の公益性の視点からは、補助事業者の筑後市保護司会は八女保護区保護司会の支部であり、本補助金の補助事業「地域の犯罪予防事業並びに犯罪歴のある者及び非行のある少年の更生支援事業」を主な活動内容としていることから、本補助金を継続することはある程度妥当性がある。しかし、本市は八女市、広川町とともに政令で定められた八女保護区を構成しており、法律で定められた保護司会は八女保護区保護司会であり、筑後市保護司会は法律に基づかない任意組織である。さらに本市は八女保護区保護司会に対して負担金80,000円を支出しているが、保護司の活動地域は市町村ごとではなく保護区であること考慮すると、同種の活動目的を有する本部・八女保護区保護司会、支部・筑後市保護司会の両者に補助金・負担金を支出するのは適切ではない。今後は、八女市・広川町とともに八女保護区保護司会及び筑後市保護司会に対する補助金・負担金のあり方を再検討し、3市町が分担し八女保護区保護司会を対象とした補助金等に一元化することが望ましい。もし一元化ができなく3市町がそれぞれの支部に独自の補助金を継続するのであれば、八女保護区保護司会への負担金8万円は廃止し、筑後市保護司会への補助金に集約する必要がある。理由は、歳入（研修費、活動費）として八女保護区から90,000円、筑後市から補助金135,000円、負担金支出として筑後市が直接納入する形態で八女保護区負担金80,000円、筑後市の保護司から八女保護区保護司会への会費支出216,000円（12,000円/人×18人）と、本市、筑後市保護司会（同保護司）、八女保護区保護司会の間で歳入・歳出が発生しているからである。

事業の効果性の視点からは、補助対象経費明細書では本補助金135,000円は、事務費（人件費、会議費、消耗品費）107,088円に対して70,000円充当、事業費（補導、研修費）91,344円に対して65,000円充当とされているが、それぞれの充当金額の根拠やその妥当性は不明である。特に事業費については、65,000円の補助金が充当されたことにより具体的にどのような効果が生み出されたのか、補助金の所管部門として具体的な効果検証を行い説明する責任を果たす必要がある。

II 合規制審査

団体等の適格性については、八女保護区保護司会（法律設置）と筑後市保護司会（任意組織）との2層の組織構造を前提に、どちらか1組織に対する補助金等に集約する必要がある。

補助金の妥当性については、以下に示す点で大きな問題を有しており、早急に改善する必要がある。

【補助金の妥当性に関する問題】

○事務費及び事業費に対する補助金の充当金額の根拠が不明確、人件費を含む事務費への補助（運営費補助）が含まれており不適切

- ・「補助対象経費明細書」では本補助金 135,000 円は、事務費（人件費、会議費、消耗品費）107,088 円に対して 70,000 円充当、事業費（補導、研修費）91,344 円に対して 65,000 円充当とされているが、それぞれの充当金額の根拠やその妥当性は不明である。
- ・よって、早急に具体的な補助対象事業とそれに対する補助金額が明確になるように補助金交付要綱や補助金の内容を変更する必要がある。

○補助金額の妥当性が不明確

- ・現在の定額の補助金額 135,000 円の根拠・論理的な妥当性が全く説明できない状況である。その理由の一つは、本補助金の約半数が補助事業者の事務費に対するどんぶり勘定の補助金となっていることがあげられる。
- ・今後は、補助事業者による個別の事業別予算（事務費・事業費の別）に基づく補助金の申請に対して、市所管部門として根拠をもって補助すべきと判断した事業とその事業費を明確にすることで補助金額の妥当性を説明できる状況に早急に改善する必要がある。その際、事業費に対して「補助率は2分の1以内であること、超える場合にはその必要性が明確であること」を遵守して補助金額を設定する必要がある。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

筑後市個別補助金審査要領に基づく審査評点では廃止であるが、保護司として法令に定められ実施すべき活動は、国（法務省）から費用弁償等の必要な経費が保護司に支出されるべきであるが、実態は古くからの無償ボランティアの精神を前提とした保護司制度が時代の変化に合わない状況に国が対応できないしわ寄せが保護司に及んでいる。そのため、保護司の活動を本市が補助金により支援することは望ましいと考える。

その上で、八女保護区保護司会と筑後市保護司会に対する本市の補助金支出のあり方と、事業費補助を原則とした補助金制度への見直しを行う必要がある。

③ 筑後市交通安全協会補助金

I 費用対効果審査

事業の公益性の観点からは、補助事業者の筑後市交通安全協会は、本補助金の補助事業「交通安全思想及び交通マナーの普及活動に関する事業」を主な活動内容としていることから、本補助金を継続することは妥当である。

事業の効果性の観点からは、交通事故防止や交通安全教育、交通安全教室などの事業実施にかかる事業費の一部に補助金が充当されていることが推測されることから、一定程度妥当である。

II 合規制審査

団体等の適格性については、繰越金が補助金額の2分の1を超えており、補助金額の妥当性を精査する必要がある（平成30年度決算：補助金252,000円に対して平成31年度への歳入歳出の部からの繰越額507,249円）。

補助金の妥当性については、以下に示す点で大きな問題を有しており、早急に改善する必要

がある。

【補助金の妥当性に関する問題】

○補助対象事業や経費が不明確で補助金の充当費目が目的に沿っているのか不明

- ・「補助対象経費明細書」では補助事業の経費区分・事業費 2,201,585 円に対して市補助金 252,000 円が充当されている。一方、平成 30 年度歳入歳出決算書の歳出・事業費の科目は、広報安全活動費、支部運営費、車両費、旅費、通信費、備消費、光熱費、雑費、保険費（社会保険等）で構成されており、多くは人件費や事務所の維持管理にかかるの運営費が含まれている。
- ・よって、補助事業者が実施している具体的個別の「交通安全思想及び交通マナーの普及活動に関する事業」の事業費に対する補助金の充当の実態が不明であり、早急に具体的な補助対象事業とそれに対する補助金額が明確になるように変更する必要がある。

○補助金額の妥当性が不明確

- ・現在の定額の補助金額 252,000 円の根拠・論理的な妥当性が全く説明できない状況である。その理由の一つは前述のとおり、補助事業者が実施している具体的個別の「交通安全思想及び交通マナーの普及活動に関する事業」の事業費に対する補助金の充当の実態が不明であることがあげられる。
- ・今後は、補助事業者による個別の事業別事業費予算に基づき補助金の申請を求め、市所管部門として根拠をもって補助するべきと判断した事業とその事業費を明確にすることで補助金額の妥当性を説明できる状況に早急に改善する必要がある。その際、事業費に対して「補助率は 2 分の 1 以内であること、超える場合にはその必要性が明確であること」を遵守して補助金額を設定する必要がある。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

補助対象事業や経費が不明確で補助金の充当費目が目的に沿っているのか不明であること、定額補助金 252,000 円の根拠・論理的妥当性がないことなどの合規制に関する大きな問題を見直し・改善することを条件に、事業の公益性及び効果性の視点から継続が望ましい。

④ 福岡県交通遺児を支える会補助金

I 費用対効果審査

事業の公益性の視点からは、補助事業者の公益社団法人福岡県交通遺児を支える会は「交通遺児及びその家族の支援」を行っており、活動の目的・内容などが明確で、社会ニーズに合致している。

しかし事業の効果性の視点からは、県内のほとんどの自治体の交通遺児を対象に事業を実施しており本市の交通遺児に対する支援は限定されること、事業の内容の多くは学校の入学祝い・卒業祝いやクリスマスプレゼントなど一時的な給付に留まっており、交通遺児及びその家族の支援の効果は極めて限定され波及効果は認められないことなど、費用対効果は非常に低い状況にある。

II 合規制審査

団体等の適格性については、繰越金が補助金額の 2 分の 1 を超えている以外は妥当である。補助金の妥当性については、以下に示す点で大きな問題を有しており、早急に改善する必要

がある。

【補助金の妥当性に関する問題】

○補助金額の妥当性が不明確

- ・県内自治体の人口規模に基づき補助事業者が任意に決めた定額の補助金（人口割基準額）となっているが、その積算根拠が不明である。また、2 政令指定都市が基準額を大幅に下回る補助金（人口割基準額 1,200 千円に対して交付予定額 450 千円、人口割基準額 750 千円に対して交付予定額 300 千円）に留まっており、補助金額の根拠が不明確でありかつ人口割基準額どおりに交付している本市にとって不公平な状況が放置されている。注1

○補助金額が少額で補助金事業の効果が限定

- ・補助事業者が設定した本市の補助金額が 30,000 円と少額であり、補助金事務にかかる職員の業務負荷も含めると、費用対効果に劣る少額補助金事業である。

審査結果：廃止

費用対効果が非常に低く、市所管部門としての積算根拠のない補助事業者が指定する少額の定額補助金であり、交通遺児及びその家族に対する支援効果が一時的な給付で継続性・発展性がないことから廃止が妥当である。

注1 筑後市が基準額どおりに交付している旨の記載があるが、実際には基準額を下回る交付額となっていることを答申後に確認したため訂正（該当か所削除）

⑤ 筑後市社会福祉協議会補助金

I 費用対効果審査・II 合規制審査

本補助金事業は、「筑後市社会福祉協議会補助事業」という名称であるが、大きく筑後市社会福祉協議会が行っている「社会福祉事業の推進」47,973,000 円、「地域福祉活動拠点施設及び健康づくり拠点施設としての総合福祉センターの運営」16,377,000 円の2つで構成される。特に前者の「社会福祉事業の推進」47,973,000 円は、補助事業者が行っている様々な社会福祉事業をまとめて補助対象としていること、直接の事業実施にかかる費用以外の組織運営・管理にかかる費用も含まれていることなどから、実態は事業費補助と運営費補助が混在している。

また、数度に渡り補助金事業の所管部門に対して、補助金が充当されている事業及びその額や、事業の実施による具体的な効果・成果の説明を求めたが、審査に耐えられる具体的な回答が示されなかった。

よって、本委員会は本補助事業について特に費用対効果を中心に審査できないと判断した。

なお、数度に渡るヒアリング及び審議で明らかになった主な問題は、以下のとおりである。補助金事業の所管部門は、補助事業者と協議の上、可及的速やかにこれらの問題を解消し、責任を持った具体的・客観的な説明ができる状態を整備し改めて審査を受けることを求める。

【問題】

1 具体的な事業に対する補助金の充当状況が不明確

地域福祉事業は、補助事業者の自主事業である法人運営事業（10 事業で構成）と、受託事業 8 事業、その他（窓口業務等）、管理業務で構成されており、これらに正規職員 8 名（局長 1 名、課長 1 名、一般職員 1 名）・非常勤職員 5 名が従事しているとの回答である。正規職員 8 名（工数で 8.0 人年）のうち自主事業に従事しているのは 2.7 人年（33.7%）である。

一方、補助対象経費明細書（地域福祉事業拠点区分）によると、補助対象事業費 164,660,841

円は職員給料 70,573,334 円（うち補助金充当 36,194,000 円）、職員賞与 8,895,334 円（補助金充当なし）、退職給付 4,272,000 円（うち補助金充当 1,888,000 円）、法定福利費 13,428,310 円（うち補助金充当 6,361,000 円）で正規職員雇用にかかる支出（人件費）97,169,178 円のうち補助金 44,443,000 円は正規職員人件費の 45.7%を占めている。

回答内容が正しいとすると、補助対象とするべき自主事業への正規職員の従事工数割合が 33.7%に留まるにもかかわらず補助金は 45.7%充当されているので、補助金額が過剰な状態といえる。

そもそも補助事業実績報告書に添付されている補助対象経費明細書や事業区分資金収支内訳表などの資料では、人件費支出に関して自主事業・受託事業等の区別がされていないことから、本補助金が補助事業者のどの事業に幾ら充当されたのかを確認・検証する材料が存在しない状態である。つまり会費収入・寄付金収入・受託金収入等と本補助金がどんぶり勘定で自主事業・受託事業・その他（窓口業務等）・管理業務に支出されている状況といえる。その様な状況であることから 10 事業で構成される自主事業の個々の事業の事業費と補助金充当額も不明な状況である。

このように、少なくとも受託事業と自主事業、及び自主事業のうち補助金対象事業に関しては歳入・歳出を区分した会計処理がなされていない状況から、補助金の費用対効果や合規制を適切に審査することは不可能である。早急に改善する必要がある。

2 補助金額の根拠が不明

「1 具体的な事業に対する補助金の充当状況が不明確」の説明のとおり、受託事業と自主事業及び自主事業のうち補助金対象事業の区分会計処理が行われていないことから、そもそも補助金対象となっている自主事業の事業費総額と補助金充当額が不明である。

よって、現在の補助金額としている根拠がない存在しない状態であり、さらには現在の補助金額の妥当性を審査できない状態である。早急に改善する必要がある。

3 補助金対象事業の具体的な効果・成果が不明

補助金の対象と回答のあった自主事業について具体的な効果・成果の回答を求めたが、審査が可能な回答が得られなかった。「社会福祉事業の推進」のために 47,973,000 円もの多額の補助金が交付されているにもかかわらず、補助金を活用して実施した各事業の事業活動の内容とその量、事業実施によって得られた具体的な効果・成果とその量が不明のままに放置されていることは、補助金の所管部門と補助事業者の双方の怠慢といえる。早急に改善する必要がある。

4 主な補助金充当対象である職員人件費の妥当性が不明

「1 具体的な事業に対する補助金の充当状況が不明確」で示したとおり、本補助金 47,973,000 円のうち 44,443,000 円（92.6%）は正規職員人件費に充当されている。補助金のほとんどが正規職員の人件費に充当されていること、筑後市社会福祉協議会は他の社会福祉法人同様に民間組織であるにもかかわらず公募によらず条例により交付されることが規定されていることを踏まえると、市として正規職員人件費の水準を筑後地区の他の社会福祉法人と比較して妥当性を確認し、高い水準であれば必要に応じて是正等の要望を行うことが望ましい。理由は過剰に高い人件費水準であれば、あえて非公募で補助金を支出することは、費用対効果を低下させることに繋がるからである。

今回、補助事業者の職員の人件費水準を確認したが、嘱託職員・臨時職員の水準は特段の

問題は確認できなかった。一方、正規職員については管理職員の人件費水準が非常に高いことが確認できた。昭和の時代に補助事業者が市職員に準じた人件費相当額を支出していたことが要因とのことであるが、それを是とした補助金額を設定するのではなく、それを踏まえながら市として市民に説明できる考えに基づき補助金額を設定するべきと考える。前述の1及び2と併せて早急に改善する必要がある。

審査結果：審査不能

「社会福祉事業の推進」47,973,000円については、現在の補助金の仕組みや補助事業実績報告書の内容、実際の補助対象事業を区分した会計処理が実施されていない状況など、多くの大きな問題が山積しており、現在得られる情報では審査ができない。

早急に問題を改善し、「地域福祉活動拠点施設及び健康づくり拠点施設としての総合福祉センターの運営」16,377,000円とあわせて改めて審査する必要がある。

⑥ 筑後市シルバー人材センター運営費補助金

I 費用対効果審査

補助事業者の筑後市シルバー人材センターは、公益社団法人として高齢者会員に対して臨時的かつ短期的な就業や軽易な業務にかかる就業等を促進することを目的に、就業開拓提供等事業や職業紹介事業、労働者派遣事業等を行っている。平成30年度の事業実績として、就業開拓提供等事業は就業実人数280人、就業延人員38,596人日、契約金額163,238千円、労働者派遣事業は就業実人数112人、就業延人員9,387人日、契約金額43,372千円で、多くの高齢者に就業の機会を提供する成果をあげている。

効率的な経営のために、職員の給与水準は抑制され、就労した高齢者に受託事業収益からより多くの配分金を支払う努力もなされている（筑後地区の各シルバー人材センターの支払配分金／受託事業収益の平均値85.5%に対して補助事業者は88.2%）。また、筑後地区の平均と比較して、経常収益に対する管理費の割合や経常収益に対する補助金の割合、会員1人あたりの補助金額は低く抑えられており、補助金が効率的・効果的に活用されている状況が確認でき、費用対効果は高いと判断する。

なお定年延長や高齢者の生きがいの多様化など高齢者を取り巻く環境が大きく変化する中、シルバー人材センターの役割・機能も大きく変わってきていることを踏まえた事業活動の見直しにより、新しい事業効果が発揮できるように期待する。

II 合規制審査

団体等の適格性については、妥当である。

補助金の妥当性については、妥当である。なお平成30年度決算では、経常収益を経常費用が上回る赤字となっており、経営改善が必要である。また、現在の補助金額8,541,000円としている積算等の根拠が不明であり、市としての考え方・基準を明確にする必要がある。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

補助金の妥当性として補助金8,541,000円の根拠が不明である合規制に関する問題を見直し・改善することを条件に、事業の公益性及び効果性の視点から継続が望ましい。

なお、将来に向けてシルバー人材センターの役割・機能が大きく変わっていくことを踏まえ、より高い効果を発揮できるよう補助金の内容を積極的に見直すことが望ましい。

⑦ 筑後市土地改良区補助金

I 費用対効果審査

補助事業者の筑後市土地改良区は、土地改良施設の適切な維持管理を通じて土地改良区における良好な農地及び多面的機能の保全に取り組んでいる。本補助事業は筑後市土地改良区の円滑な運営を目的に、事務局長1名・事務職員1名の人件費をみやま市と受益面積に応じて負担しているものであり、農地の湛水機能を維持することでゲリラ豪雨等の集中豪雨時の洪水防止効果など市域の防災に高い効果をあげている。

なお、筑後北部土地改良区補助金の補助事業者の筑後北部土地改良区は、事務職員1名体制で、その人件費を本市が補助している。両土地改良区は受益面積が大きく異なること、組合員に対する経常賦課金が異なることなどから事務局長・事務職員の業務量・業務負荷を一概に比較することは難しいが、両土地改良区の主な業務とその処理件数に関するデータを踏まえると、各土地改良区を個別に存続させ補助金を支出するのではなく、土地改良区を1つに統合し、事務局体制を効率化することで補助金額の削減による費用対効果の向上が期待できる。

今後も筑後市土地改良区と筑後北部土地改良区の合併を促進することが望ましい。

II 合規制審査

団体等の適格性については、妥当である。なお、繰越金が補助金額の2分の1を超えていることから、現在の補助金の積算方法を検証することが望ましい。

補助金の妥当性については、妥当である。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

補助金の妥当性として繰越金が補助金額の2分の1を超えていることを踏まえた補助金の積算方法の妥当性を検証することを条件に、事業の公益性及び効果性の視点から継続が望ましい。

また、引き続き筑後市土地改良区と筑後北部土地改良区の合併を促進し、補助金の費用対効果を向上させることが望ましい。

⑧ 筑後北部土地改良区補助金

I 費用対効果審査

補助事業者の筑後北部土地改良区は、土地改良施設の適切な維持管理を通じて土地改良区における良好な農地及び多面的機能の保全に取り組んでいる。本補助事業は筑後市土地改良区の円滑な運営を目的に、事務職員1名の人件費を負担しているものであり、農地の湛水機能を維持することでゲリラ豪雨等の集中豪雨時の洪水防止効果など市域の防災に高い効果をあげている。

なお、筑後市土地改良区補助金の補助事業者の筑後市土地改良区は、事務局長1名・事務職員1名の計2名体制で、その人件費を本市が補助している。両土地改良区は受益面積が大きく異なること、組合員に対する経常賦課金が異なることなどから事務局長・事務職員の業務量・業務負荷を一概に比較することは難しいが、両土地改良区の主な業務とその処理件数に関するデータを踏まえると、各土地改良区を個別に存続させ補助金を支出するのではなく、土地改良

区を1つに統合し、事務局体制を効率化することで補助金額の削減による費用対効果の向上が期待できる。

今後も筑後北部土地改良区と筑後市土地改良区の合併を促進することが望ましい。

II 合規制審査

団体等の適格性については、妥当である。なお、繰越金が補助金額の2分の1を超えていることから、現在の補助金の積算方法を検証することが望ましい。

補助金の妥当性については、妥当である。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

補助金の妥当性として繰越金が補助金額の2分の1を超えていることを踏まえた補助金の積算方法の妥当性を検証することを条件に、事業の公益性及び効果性の視点から継続が望ましい。

また、引き続き筑後市土地改良区と筑後北部土地改良区の合併を促進し、補助金の費用対効果を向上させることが望ましい。

⑨ 筑後母子寡婦福祉会補助金

I 費用対効果審査

補助事業者は母子家庭及び寡婦のうち会員約100人の自立と交流を促進する活動を行っている。市内の母子家庭数は児童扶養手当受給資格者数の500人程度と推測されることから、その20%程度が会員となっている。

一方、本補助金は、県連主催研修会費、母子寡婦福祉連合会負担金、親と子のつどいバス借上料に充当されており、研修会費や上部団体への負担金は、母子家庭等の自立と交流に対して直接的な効果を生み出していない。また親と子のつどいバス借上料は、参加者が親16人、子ども21人と会員の16%程度に対するイベント当日の効果に限定されている。

以上より、本補助金の効果は限定されることから費用対効果は低いものと判断する。

II 合規制審査

団体等の適格性については、補助事業者は公募等により選定しているのではなく特定事業者に固定で決められていること、補助事業者の会員に活動効果が限定されることなど選定公平性に問題がある。

補助金の妥当性については、妥当である。なお、現在の補助金額244,000円の根拠や妥当性は認められない。

審査結果：廃止

補助金の対象事業は、参加者が限定される県連主催研修会費や、具体的な効果が不明な上部組織への負担金、会員の中でも限られた参加者による1日のイベントのためのバス借上料など、補助金の費用対効果が非常に低い。

また別途、市が補助金を交付している筑後市社会福祉協議会からの補助金もあり、補助事業者の活動内容を確認すると、本補助金を廃止しても補助事業者の主要事業には特段の影響は発生しない。

⑩ 水利組合運営費補助金（西牟田土地改良区分）

I 費用対効果審査

補助事業者の西牟田土地改良区は、土地改良区内の農業用水施設を維持管理しており、水利施設の適切な維持管理を通じて土地改良区における農地の湛水機能や排水調整機能を維持することで、ゲリラ豪雨等の集中豪雨時の洪水防止効果など市域の防災機能の向上に寄与している。本補助金は補助事業者の水利施設の維持管理にかかる経費を対象としたもので、事業の公益性は高いものと判断する。

また、農地の湛水力の維持・向上や集中豪雨時の円滑な排水のための活動に対する補助であり、防災機能の向上に直接効果を発揮しており、事業効果も高いものと判断する。

II 合規制審査

団体等の適格性については、組合員から水利費として反（9.917a）当たり年500円以上を徴収している組織を交付対象に限定するなど自主財源・選定公平性なども含めて妥当である。

補助金の妥当性については、補助金の積算根拠（ $1 \text{ 反あたりの水利費} - 500 \text{ 円} \times \text{反}$ ）や具体的な充当対象経費が不明確であり改善する必要がある。具体的には農地の水利施設の維持管理における市と補助事業者との役割分担及び水路への転落等事故に関する責任所在を明確にした上で、市が補助対象とするべき補助事業者が負担する経費と補助割合を明らかにする必要がある。例えば、同じ補助事業者に久留米市域にも受益面積があることから久留米市からも補助金が交付されているが、久留米市の補助金の積算根拠は「ため池の法面の除草（年3回以上）にかかる作業人件費（久留米市臨時職員単価6,900円/人 \times 7人=48,300円）」が参考となる。また、用水路の管理責任が補助事業者に存在することなので、水路転落事故等の損害賠償責任に備えた保険料に対する100%補助等も根拠が明確といえる。

あわせて現在の「筑后市農業用水組合水利費補助金交付要綱」第2条(4)号で「用水組合の議決機関の役員手当及び職員の給与」も補助対象とされているが、具体的な事業にかかる役員手当・職員給与も補助対象となっているので見直しが望ましい。

なお、水利組合運営費補助金は、本補助事業者以外に西牟田西部水利組合もあり、組織統合により事務局人員体制の効率化を促進することが望ましい。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

補助金の妥当性に関して、補助金の積算根拠や具体的な充当対象経費が不明確であることなどを見直し・改善することを条件に、事業の公益性及び効果性の視点から継続が望ましい。

また、本補助金の補助事業者である西牟田土地改良区と西牟田西部水利組合の組織統合により事務局人員体制の効率化を促進することで補助金の費用対効果を向上させることが望ましい。

⑪ 水利組合運営費補助金（西牟田西部水利組合）

I 費用対効果審査

補助事業者の西牟田西部水利組合は任意団体ではあるが、地域の農業用水施設を維持管理しており、水利施設の適切な維持管理を通じて農地の湛水機能や排水調整機能を維持することで、ゲリラ豪雨等の集中豪雨時の洪水防止効果など市域の防災機能の向上に寄与している。本補助金は補助事業者の水利施設の維持管理にかかる経費を対象としたもので、事業の公益性は高い

ものと判断する。

また、農地の湛水力の維持・向上や集中豪雨時の円滑な排水のための活動に対する補助であり、防災機能の向上に直接効果を発揮しており、事業効果も高いものと判断する。

II 合規制審査

団体等の適格性については、組合員から水利費として反(9.917a)当たり年500円以上を徴収している組織を交付対象に限定するなど自主財源・選定公平性なども含めて妥当である。

補助金の妥当性については、補助金の積算根拠(1反当たりの水利費-500円)×反)や具体的な充当対象経費が不明確であり改善する必要がある。具体的には農地の水利施設の維持管理における市と補助事業者との役割分担及び水路への転落等事故に関する責任所在を明確にした上で、市が補助対象とするべき補助事業者が負担する経費と補助割合を明らかにする必要がある。例えば、同じ補助事業者に久留米市域にも受益面積があることから久留米市からも補助金が交付されているが、久留米市の補助金の積算根拠は「ため池の法面の除草(年3回以上)にかかる作業人件費(久留米市臨時職員単価6,900円/人×7人=48,300円)」が参考となる。また、用水路の管理責任が補助事業者に存在するという事なので、水路転落事故等の損害賠償責任に備えた保険料に対する100%補助等も根拠が明確といえる。

あわせて現在の「筑后市農業用水組合水利費補助金交付要綱」第2条(4)号で「用水組合の議決機関の役員手当及び職員の給与」も補助対象とされているが、具体的な事業にかかる役員手当・職員給与も補助対象となっているので見直しが望ましい。

なお、水利組合運営費補助金は、本補助事業者以外に西牟田改良区もあり、組織統合により事務局人員体制の効率化を促進することが望ましい。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

補助金の妥当性に関して、補助金の積算根拠や具体的な充当対象経費が不明確であることなどを見直し・改善することを条件に、事業の公益性及び効果性の視点から継続が望ましい。

また、本補助金の補助事業者である西牟田西部水利組合と西牟田土地改良区の組織統合により事務局人員体制の効率化を促進することで補助金の費用対効果を向上させることが望ましい。

⑫ 船小屋温泉地環境整備補助金

I 費用対効果審査

補助事業者は船小屋温泉郷内の事業者を正会員とする船小屋温泉郷の温泉事業の発展を目的に活動している。また、本補助金の交付目的は「船小屋温泉地環境整備事業補助金交付要綱」では、「船小屋温泉地の活性化を図るため」とされている。一方、船小屋温泉郷の平成26~30年の年間宿泊者数は、13,000人台~15,000人台の横ばいで推移している。また、この間の市の年間入湯税額も概ね400万円台の横ばいで推移している。

船小屋温泉地の活性化は市税収入や雇用の機会の確保など公益的な役割が認められる。しかし船小屋温泉地の活性化は温泉地のみでの取組では効果が限られており、市内や広域圏の他の観光資源と一体で広報・集客に取り組むことが望ましく、本補助金の公益性は低いものと判断する。

また、補助事業の当初は船小屋温泉場の清掃活動や電気代を対象とした補助であったが、平

成 30 年度は船小屋温泉郷 P R 看板掲載委託料（広告料）、市・筑後市観光協会・筑後市商工会が共催で開催する花火大会の協賛金、船小屋鉱泉場電気代を対象とし、さらに平成 31 年度は監査委員の指摘を踏まえ花火大会の協賛金から H P 管理費に補助対象が変わり、船小屋鉱泉場電気代は対象外となった。

しかし、八女インターチェンジ出入口付近設置されている船小屋温泉郷 P R 看板の具体的な効果は不明であること、H P 管理費については観光関連の広報・集客活動が船小屋温泉郷単独では効果が限定されること、船小屋温泉郷の年間宿泊者数が横ばいで推移していることなどを踏まえると、事業の効果性は低いものと判断する。

II 合規制審査

団体等の適格性については、特に補助事業者の平成 30 年度は収入合計 920,703 円、市補助金 195,000 円に対して繰越金が 533,702 円にのぼる点が不適切であり、補助金額の見直しが必要である。

補助金の妥当性については、特に補助金額の根拠が不明確であり明確化が必要である。

審査結果：廃止

補助金額の根拠が不明確であり、また、補助金が充当されている船小屋温泉郷 P R 看板掲載委託料（広告料）の具体的な効果が不明確であること、H P 管理費は船小屋温泉郷単独での効果は限定されることを踏まえ、本補助金は廃止が妥当である。

観光交流に関する補助金等による支援や施策は、筑後市観光協会に集約し充実させることで、市内及び広域圏の他の観光資源との連携・相乗効果を発揮することで船小屋温泉地の活性化（宿泊者数の増加、温泉地事業者の売上や営業利益の増加、就業者数の増加）を目指す必要がある。

⑬ 人権擁護委員協議会補助金

I 費用対効果審査

事業の公益性の観点からは、補助事業者の八女人権擁護委員協議会筑後支部は法令に基づく八女人権擁護委員協議会の支部として設置されている任意組織である。補助事業者は自由人権思想の普及及び高揚を目的として人権擁護の啓発活動を行っており、本補助金の目的「人権擁護の実現に寄与するため」を主な活動内容としていることから、事業の公益性は妥当である。

一方、補助金の補助対象は補助金交付要綱上、補助事業者の運営費であること、補助事業者の上位組織である八女人権擁護委員協議会にも市から補助金が交付されていること、筑後支部と八女人権擁護委員協議会の各々の活動実績の区分が不明確であること（人権擁護委員の活動が支部としての活動であるのか、協議会としての活動であるのか）などから、補助金に基づく事業の効果が不明確である問題を有する。具体的には、補助事業実績報告書やその他法務省等の資料に基づく、人権擁護委員の主な活動は「人権相談活動」「人権侵犯に関する調査・救済活動」「人権啓発活動」の 3 種類であるが、このうち「人権啓発活動（人権の花運動、人権相談、全国中学生人権作文コンテスト、人権週間、人権教室、等）」についてほとんどは筑後支部、八女支部、広川支部の単位で活動している状況であり、運営費を補助対象とする筑後支部と八女人権擁護委員協議会の各々に対する補助金の額や費用対効果が適正であるのか検証が難しい状況にある。

以上を踏まえ本補助金を継続するためには、以下の改善・見直しが必要である。

- ・運営費補助ではなく筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（案）に則り事業費を対象とする補助金に変更すること。
- ・現在の定額補助 90,000 円の根拠が不明確で説明責任を果たしていないので、事業費補助を前提に改めて明確な根拠を整備すること。
- ・八女人権擁護委員協議会としての活動と同協議会筑後支部及び人権擁護委員個人としての活動を明確に分けた上で、それぞれの活動に対する法務局からの費用弁償等の支払、八女人権擁護委員協議会の活動については筑後市・八女市・広川町からの補助金の充当、筑後支部の活動については筑後市からの補助金の充当の実態を明らかにすること。その上で少なくとも筑後支部に交付する本補助金については、補助事業実績報告書で補助金の充当対象となっている具体的な活動（回数・参加人数等のボリュームが分かる情報を含めて）・支出経費内訳・補助金の充当額の報告を受けること。
- ・また八女市・広川町と協議・合意の上で、八女人権擁護委員協議会に対しても上記の改善・見直しと同様の措置を講じるように取り組むこと。最終的には支部を統合し八女人権擁護委員協議会に対する補助金への統合を目指すこと。

II 合規制審査

団体等の適格性については、補助事業者の収入が本補助金のみで自主財源がゼロで補助金で丸抱えしている状況にあり補助金の趣旨に合致していないことから、自主財源の確保など改善が必要である。

補助金の妥当性については、以下に示す点で大きな問題を有しており、早急に改善する必要がある。

【補助金の妥当性に関する問題】

- 自主財源がなく歳入のすべてが本補助金であること（前述のとおり）
- 支出「研修費」のうち「啓発・広報活動及び研修費」75,626 円の支出細目・支出内容が不適切・不明確
 - ・退任記念品料 17,000 円は補助事業の目的に合致しない不適切な支出であり、補助対象から外すこと。
 - ・その他各人権擁護委員に対する支出について、何の活動を対象に幾ら支出しているのかが不明確なので明確化する必要がある。所管課の説明では、法務局から規定に基づき費用弁償は支給されているが、市・町が行う啓発等の活動等はその対象ではないとのことなので、市の要請に基づき実施する活動と筑後支部が任意で行う活動を分けて、補助金支出及びその額の根拠を明確化すること。
- 支出「研修費」のうち「関係団体費」8,000 円の支出細目・支出内容が不適切・不明確
 - ・会費支出が 1,000 円と 3,000 円、交流会費が 2,000 円、参加費 2,000 円が計上されているが、それぞれが筑後市補助金交付規則や筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（案）に照らして適切かどうかを検証し、不適切な支出は補助対象外とすること。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

人権擁護委員及び補助事業者の八女人権擁護委員協議会筑後支部は、自由人権思想の普及及び高揚を目的として人権擁護の啓発活動を行っており、基本的には人権擁護の実現に寄与することを目的に補助金を支出することは妥当と考える。

しかし、費用対効果の視点では運営費補助であること、別途補助金を支出している八女人権擁護委員協議会の活動も含めて補助金の活用による事業の実態やその効果が不明確であること、90,000円の定額補助の根拠が不明確であることなど、多くの問題を有している。

また、合規制の視点では自主財源がなく歳入は本補助金のみであること、支出の具体的な内容が不明確であったり退任記念品料の様に不適切な支出が含まれていることなど、大きな問題を有している。

本補助金を継続するためには、これらの問題を解決するための見直し・改善を行うことが条件である。

⑭ 校区コミュニティ協議会補助金

I 費用対効果審査

補助事業者は従来のコミュニティ組織の行政区が生活様式の変化や少子高齢化の進展によって機能低下していることを踏まえ、市が政策的に小学校区単位への拡大を誘導するために設置を促進している組織であり、補助金を活用して実施している事業の公益性は確認できる。

一方、事業の効果については、現在の補助金の制度内容や補助事業実績報告書などから得られる情報では評価不能である。理由は以下のとおりである。

【補助金により実施した事業の費用対効果が評価不能の理由と見直し・改善策】

○運営費補助金が事業実施にどの様に効果をあげているのかが不明

- ・本補助金は平成30年度までの運営費補助金（定額250万円上限）が、平成31年度からは運営費補助金（協議会運営に必要な費用60万円、役員報償費15万円を上限）、基本事業費補助金（補助対象経費合計額に対して30万円を上限）、提案事業費補助金（補助対象経費の2/3とし30万円を上限）に制度変更されている。
- ・このうち、運営費補助金（計75万円上限）の9校区コミュニティ協議会別の補助額（平成31年度）は、521,289円から上限の750,000円に分布し、過半数を超える5校区が上限であった。一方小学校区内の人口（R2.3.31現在）は、最少1,464人から最多6,557人で最大4.5倍の差があること、歳入に占める運営費補助金の割合が最小9.1%から最大42.5%で最大4.7倍の差があること、事業費支出が最少139,756円から最多1,776,612円で最大12.7倍の差があること、人口1人当たりの事業費支出が最少40円から最多758円で最大19.0倍の差があることなど、補助対象の校区コミュニティ協議会ごとの実態の差があまりに大きいことから、運営費補助金の費用対効果は評価できない。
- ・現在の運営費補助金が校区内人口の規模や校区コミュニティ協議会の事業活動の規模をほぼ反映しない仕組み（協議会運営に必要な費用60万円、役員報償費15万円を上限）となっていることが上記問題の最大の要因と考える。今後は、校区内人口の規模や校区コミュニティ協議会の事業活動の規模を反映した補助金の基準・金額に改める必要がある。

○基本事業費補助金が事業実施にどの様に効果をあげているのかが不明

- ・校区コミュニティ協議会を対象とする市からの補助金・助成金は、校区コミュニティ協議会補助金以外に、高齢者地域活動支援補助金、「エンジョイ広場」事業補助金、安全・

安心まちづくり活動補助金、青少年育成市民会議活動事業補助金が交付されている。また筑後市緑づくり推進協議会からの緑の募金緑化推進事業助成金や筑後市社会福祉協議会からのいきいきサロン助成金も交付されている。これら市及びその他組織からの補助金・助成金の交付実態は9協議会で大きく異なっており、その結果、事業費に占める基本事業費補助金の割合は最小7.1%から最大94.8%まで最大13.4倍の差がある。

- ・また、基本事業費補助金（補助対象経費合計額に対して30万円を上限）の補助対象経費が「協議会が目的を実現するために校区で実施する事業に必要な費用（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）」と規定されており、校区コミュニティ協議会が「校区内のいろいろな団体同士のつながりを強め、地域活動を協力し進めていくことを目的とする（市校区コミュニティ協議会パンフレット記載）」ことから、基本事業費補助金の補助対象事業は極めて広範な分野・活動となり、他の市及びその他の組織からの補助金・助成金が充当されない事業を対象とすることが可能である。そのため、補助対象経費明細書で補助対象事業とされる事業は校区コミュニティ協議会が他の補助金等が充当されない事業を任意で設定できかつ上限30万円までは100%補助対象となること、補助事業実績報告書には校区コミュニティ協議会としての活動と校区内の行政区としての活動が一体で示されていること、補助対象事業の効果・成果に関する具体的な内容や定量的なデータが報告されていないことなど、基本事業費補助金で実施された事業によって生み出された効果・成果を評価できない。
- ・さらに、校区コミュニティ協議会を対象とする市からの高齢者地域活動支援補助金、「エンジョイ広場」事業補助金、安全・安心まちづくり活動補助金、青少年育成市民会議活動事業補助金と基本事業費補助金の対象事業の重複していること、行政区を対象とする筑後市行政区活動補助金の地域づくり活動補助金の対象事業（ふれあい連帯事業、文化スポーツ振興事業、シンボル事業、広報事業、福祉・環境事業、安全・安心まちづくり事業）と校区コミュニティ協議会に対する各補助金の対象事業が重複しており校区コミュニティ協議会としての活動と行政区としての活動等が明確に分離されていないことも、基本事業補助金の費用対効果を評価できない要因の一つとなっている。
- ・現在の校区コミュニティ協議会及び行政区に対する市からのすべての補助金を棚卸し、補助対象事業の重複が発生しない制度に抜本的に見直す必要がある。そのためには、少なくとも本補助金の基本事業費補助金が現在の実態としてあらゆる事業活動が対象となる規定ではなく、他の補助金・助成金と目的・対象が重複しないことを条件に例示列挙を含めて具体的な要件を明確にする必要がある。または、本補助金以外のすべての補助金・助成金を本補助金に統合した統合型補助金制度に見直すことも一案である。どの見直し方法であっても、上限30万円以内の事業費経費であれば100%補助となる仕組みは改め、事業活動の規模・量に応じた補助金額となる仕組みへの変更が必要である。

II 合規制審査

団体等の適格性については、現在の補助金交付要綱上は問題ない。しかし、「I 費用対効果審査」で触れたとおり本補助金の補助事業者（校区コミュニティ協議会）と筑後市行政区活動補助金の補助事業者（行政区）は活動エリアや活動事業が重複しており、補助対象事業・補助金を含めた事業費会計を明確に分離する必要がある。

補助金の妥当性については、「I 費用対効果審査」の記載のとおり、現状の補助金の仕組

み・補助金額は複数の大きな問題があり、他の補助金も含めた抜本的な見直しが必要である。

審査結果：抜本的な見直し・改善のうえで継続

将来の高齢化の進展や人口減少時代の到来を見据えて市のコミュニティ政策として行政区から校区コミュニティ協議会へと担い手組織の移行を促進するために本補助金を継続する必要があるならば、現在の補助金の仕組み・補助金額は多くの大きな問題があり、市として責任ある具体的・客観的な説明責任を果たすことができない状態であり、委員会として評価できないことから、早急に抜本的な見直し・改善が必要である。

抜本的な見直し・改善の具体的な内容は、「Ⅰ 費用対効果審査」、「Ⅱ 合規制審査」に記載のとおりである。

⑮ 行政区活動補助金

I 費用対効果審査

補助事業者は基礎的コミュニティ組織の行政区であり、地域コミュニティの充実発展に取り組んでいることから、事業の公益性は確認できる。ただし、市のコミュニティ政策として校区コミュニティ協議会への誘導・促進に取り組んでいることを踏まえると、市が行政区に依頼している各種作業・役割に応じた補助金（行政区運営補助金、隣組活動補助金の全部または一部）以外の地域づくり活動補助金等は、行政区に対する交付を廃止し校区コミュニティ協議会に対する補助金に統合することが望ましい。

一方、事業の効果については、校区コミュニティ協議会が設置されている行政区では、組織運営や地域づくり活動に関する事業の重複により費用対効果の悪化が懸念される。また校区コミュニティ協議会が設置されていない行政区では、地域づくり活動について狭い区域や少ない対象住民数・世帯数から事業の費用対効果が低いことが懸念される。

さらに補助事業実績報告書の内容では、補助金を活用して実施した活動（行事）の実績は分かるが、活動によって生み出した効果・成果が不明である。

Ⅱ 合規制審査

団体等の適格性については、現在の補助金交付要綱上は問題ない。しかし、「Ⅰ 費用対効果審査」で触れたとおり本補助金の補助事業者（行政区）と筑后市校区コミュニティ協議会補助金の補助事業者（校区コミュニティ協議会）は活動エリアや活動事業が重複しており、校区コミュニティ協議会が設置されている校区内の行政区では、補助対象事業・補助金を含めた事業費会計を明確に分離する必要がある。

補助金の妥当性については、本補助金を構成する行政区運営補助金、地域づくり活動補助金、隣組活動補助金のすべてが世帯当たりの単価×世帯数を上限とし世帯数に比例する方式を採用していることから、世帯数の少ない行政区では相対的に補助金の効率性が低下すること、世帯あたりの単価の根拠が不明確であることなどの問題を有している。補助金の仕組みや積算根拠、単価や補助率・補助金額などに関して論理的で納得性の高い内容に見直す必要がある。

また、校区コミュニティ協議会が設置されている校区の行政区については、「⑭ 校区コミュニティ協議会補助金」で指摘した2層構造の組織に対する重複した補助金による問題を有している。これについては、校区コミュニティ協議会に対する市からのすべての補助金を棚卸の上で、「⑭ 校区コミュニティ協議会補助金」に記載した抜本的な見直し・改善と一体で本補

助金も見直し・改善が必要である。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

校区コミュニティ協議会に対する市からのすべての補助金の抜本的な見直し・改善と一体で本補助金も見直し・改善する必要がある。

⑯ 高齢者地域活動支援補助金

I 費用対効果審査

補助事業者は校区コミュニティ協議会または同協議会が設置されていない行政区であり、どちらの組織も地域コミュニティの充実発展に取り組んでいることから、事業の公益性は確認できる。

一方、事業の効果について本補助金は、校区コミュニティ協議会に対しては筑后市校区コミュニティ協議会補助金・基本事業費補助金と、行政区に対しては筑后市行政区活動補助金・地域づくり活動補助金と、補助対象事業が重複していること、上限とする補助金額の根拠が明確ではないことから、大きな問題を有する。

II 合規制審査

団体等の適格性については、現在の補助金交付要綱上は問題ない。

補助金の妥当性については、「I 費用対効果審査」に記載のとおり他の補助金と重複していること、根拠が明確ではない補助金上限内の事業経費であれば100%補助となることの根拠・考え方が不明であることなどから、大きな問題を有する。

審査結果：廃止

本補助金は、校区コミュニティ協議会に対する筑后市校区コミュニティ協議会補助金・基本事業費補助金、及び、行政区に対する筑后市行政区活動補助金・地域づくり活動補助金と重複することから、校区コミュニティ協議会がある場合は同協議会への補助金への集約化、校区コミュニティ協議会がない場合は行政区活動補助金へ集約化し廃止が妥当である。

⑰ エンジョイ広場事業補助金

I 費用対効果審査

補助事業者は校区コミュニティ協議会または同協議会が設置されていない校区において設置された青少年育成校区民会議であり、どちらの組織も地域コミュニティの充実発展に取り組んでいることから、事業の公益性は確認できる。

一方、事業の効果について本補助金は、1回あたり18,000円で20回360,000円を上限としているが、1回あたり18,000円とする根拠が不明確である。また、事業費が上限内であれば100%補助であること、平成31年度の補助対象6校区の1回あたりの参加児童数が最少17人、最大46人で最大2.7倍の差が生じていること踏まえると、費用対効果の向上に向けた補助金の仕組み・金額の見直しが必要である。

II 合規制審査

団体等の適格性については、現在の補助金交付要綱上は問題ない。

補助金の妥当性については、根拠が明確ではない補助金上限内の事業経費であれば100%補

助となることの根拠・考え方が不明であることから、明確にする必要がある。

なお、本補助金は補助金の対象となる事業の要件が筑後市「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱第3条で具体的かつ明確に規定されていることから、校区コミュニティ協議会や行政区を対象とする他の補助金との重複は発生していないものと判断する。

審査結果：見直し・改善のうえで継続

本補助金は、他の校区コミュニティ協議会や行政区を対象とする補助金と異なり、対象となる事業の要件が具体的かつ明確に規定されていることから、他の補助金との対象事業の重複は発生していないので、本補助金は「⑭ 校区コミュニティ協議会補助金」で記載した校区コミュニティ協議会に対する補助金の統合の対象とする必要性は低い。

一方、1回あたり18,000円で20回360,000円を上限としている根拠が不明確であること、事業費が上限内であれば100%補助であること、実施校区によって1回あたりの参加者数に最大2.7倍の差が生じていることなどの問題を見直し・改善する必要がある。

以上